

○加賀市立図書館管理運営規則に規定する費用を定める告示

平成 26 年 4 月 1 日  
教育委員会告示第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、加賀市立図書館管理運営規則（平成 17 年加賀市教育委員会規則第 24 号。以下「規則」という。）に規定する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出券の再交付費用)

第 2 条 規則第 3 条第 5 項に規定する貸出券の再交付の費用は、1 件につき 80 円とする。

(複写費用)

第 3 条 規則第 7 条第 2 項に規定する複写の費用は、複写 1 枚（最大用紙は、日本工業規格 A3 判とする。）につき 10 円とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。